

議案第 79 号

寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわ
- 2 指定管理者 シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体
 - (1) 代表企業 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号
シンコースポーツ株式会社
代表取締役 石崎 健太
 - (2) 構成員 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目23番9号
静岡ビル保善株式会社
代表取締役 石井 宏司
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月25日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理者の指定をしたいので、
地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

履歴事項全部証明書

東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号

シンコースポーツ株式会社

会社法人等番号	0105-01-006491
商 号	シンコースポーツ株式会社
本 店	東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	昭和53年11月2日
目的	<p>1. スポーツ施設の運営管理</p> <p>2. スポーツ施設に関するコンサルティング業務</p> <p>3. スポーツイベント等の企画、設計、管理</p> <p>4. 健康体力作り等スポーツに関する指導業務</p> <p>5. スポーツに関する講習会の開催</p> <p>6. スポーツ用品の販売</p> <p>7. 建物総合管理及び警備業務の請負</p> <p>8. 飲食店の経営</p> <p>9. 労働者派遣事業</p> <p>10. 介護保険法に基づく通所介護事業</p> <p>11. 介護保険法に基づく介護予防通所介護事業及び第1号通所事業</p> <p>12. 介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業</p> <p>13. 前各号に附帯する一切の事業</p> <p style="text-align: right;">平成29年 3月27日変更 平成29年 4月11日登記</p> <p>1. 指定管理者制度に基づく公の施設の運営、維持管理業務等</p> <p>2. 自治体が公募する施設運営管理業務、及び各種施設の総合管理業務等</p> <p>3. 各種法令等に基づく公共施設等の設置、運営、維持管理業務等（PFI、Park-PFIを含む）</p> <p>4. スポーツ・社会体育施設、及びそれに関連する複合施設等の運営、維持管理業務等</p> <p>5. 文化施設、学校施設、社会教育施設、及びそれらに関連する複合施設等の運営、維持管理業務等</p> <p>6. 社会福祉施設、及びそれに関連する複合施設等の運営、維持管理業務等</p> <p>7. レジャー・レクリエーション施設、公園ほか屋外基盤施設等の運営、維持管理業務等</p> <p>8. 運動指導、スポーツ教室、各種カルチャー教室等の企画、運営、管理等</p> <p>9. 学校体育授業・部活動等（地域スポーツ活動を含む）の企画、運営、管理等</p> <p>10. 福祉、介護、介護予防、及び介助に係る健康運動・医療衛生教室等の企画、運営、管理等</p> <p>11. 介護保険法に基づく福祉、介護、介護予防、及び介助事業等</p> <p>12. スポーツ用品、運動健康機器、介護用品、食料品（健康食品を含む）、日用雑貨品、医薬品等の販売等</p>

	13. 運動健康機器その他用品等のリース、レンタル業、及び保守点検業務等 14. 中古品の買取、販売等 15. イベント、大会、セミナー、会議等の企画、誘致、設営、運営、興行、放映、権利販売等 16. ビルメンテナンス業 17. 建築物内外の清掃業務並びに公園等屋外施設の維持管理、運営業務等 18. 建物設備（消防設備・エレベーター・電気・冷暖房機器・冷凍機・空調設備）の保守・点検等 19. 警備業（受付・電話交換業務を含む）、建物の保安管理及び駐車場の管理業務等 20. ソフトウェア等の企画、開発、販売、配信に関する事業等 21. ホテル・旅館等の宿泊施設、レストラン等の飲食店等の運営、及び管理等 22. 旅行業法に基づく旅行業、旅行業者代理業等、及び観光関連事業等 23. 不動産の売買、賃貸借、及び管理に関する事業等 24. 労働者派遣事業、及び各種軽作業請負業務等 25. 物産展ほか地方創生、地域活性化に資する事業等 26. 前各号の事業に関するリサーチ、及びコンサルティング事業等 27. 前各号の事業に附帯または関連する一切の事業	令和 5年 4月 1日変更 令和 5年 4月 3日登記
発行可能株式総数	28万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 16万株	
資本金の額	金5000万円	令和 3年 5月 1日変更 令和 3年 5月 6日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>荒川清志</u>	令和 2年 6月 11日重任 令和 2年 6月 15日登記
	取締役 <u>荒川清志</u>	令和 4年 6月 7日重任 令和 4年 6月 8日登記
	取締役 <u>荒川清志</u>	令和 6年 6月 6日重任 令和 6年 6月 6日登記

	取締役	<u>川 浪 優</u>	令和 2年 6月 11日 重任
			令和 2年 6月 15日 登記
			令和 4年 6月 7日 退任
			令和 4年 6月 8日 登記
	取締役	<u>久 保 田 俊 樹</u>	令和 2年 6月 11日 重任
			令和 2年 6月 15日 登記
	取締役	<u>久 保 田 俊 樹</u>	令和 4年 6月 7日 重任
			令和 4年 6月 8日 登記
	取締役	<u>津 花 師 栄</u>	令和 2年 6月 11日 重任
			令和 2年 6月 15日 登記
	取締役	<u>津 花 師 栄</u>	令和 4年 6月 7日 重任
			令和 4年 6月 8日 登記
	取締役	<u>津 花 師 栄</u>	令和 6年 6月 6日 重任
			令和 6年 6月 6日 登記
			令和 7年 6月 12日 辞任
			令和 7年 6月 12日 登記
	取締役	<u>石 崎 健 太</u>	令和 2年 6月 11日 重任
			令和 2年 6月 15日 登記
	取締役	<u>石 崎 健 太</u>	令和 4年 6月 7日 重任
			令和 4年 6月 8日 登記
	取締役	<u>石 崎 健 太</u>	令和 6年 6月 6日 重任
			令和 6年 6月 6日 登記

取締役	日 笠 秀 人	令和 2年 6月 11日 重任
		令和 2年 6月 15日 登記
取締役	日 笠 秀 人	令和 4年 6月 7日 重任
		令和 4年 6月 8日 登記
取締役	日 笠 秀 人	令和 6年 6月 6日 重任
		令和 6年 6月 6日 登記
取締役	本 木 省 次	令和 2年 6月 11日 重任
		令和 2年 6月 15日 登記
取締役	本 木 省 次	令和 4年 6月 7日 重任
		令和 4年 6月 8日 登記
取締役	本 木 省 次	令和 6年 6月 6日 重任
		令和 6年 6月 6日 登記
取締役	村 上 明 彦	令和 4年 6月 7日 就任
		令和 4年 6月 8日 登記
取締役	村 上 明 彦	令和 6年 6月 6日 重任
		令和 6年 6月 6日 登記
取締役	峯 島 克 巳	令和 6年 6月 6日 就任
		令和 6年 6月 6日 登記
取締役	打 林 文 貴	令和 6年 6月 6日 就任
		令和 6年 6月 6日 登記
取締役	黒 田 吉 一	令和 7年 6月 12日 就任
		令和 7年 6月 12日 登記

	埼玉県川口市元郷二丁目2番6-302号 代表取締役 石崎健太	令和2年 6月11日重任 ----- 令和2年 6月15日登記
	埼玉県川口市元郷二丁目2番6-302号 代表取締役 石崎健太	令和4年 6月 7日重任 ----- 令和4年 6月 8日登記
	埼玉県川口市元郷二丁目2番6-302号 代表取締役 石崎健太	令和6年 6月 6日重任 ----- 令和6年 6月 6日登記
	監査役 平松正己	令和2年 6月11日重任 ----- 令和2年 6月15日登記
	監査役 平松正己	令和6年 6月 6日重任 ----- 令和6年 6月 6日登記
	1 大阪府大阪市西区江戸堀一丁目2番11号	
	2 東京都日野市日野7773番地	
	5 愛知県名古屋市中区栄一丁目16番6号	
	6 広島県広島市東区東蟹屋町5番5号	平成28年11月14日移転 ----- 平成28年11月17日登記
		令和7年 3月31日廃止 ----- 令和7年 3月31日登記
	8 千葉県千葉市中央区新田町36番15号	
	9 埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目55番地	平成28年12月12日移転 ----- 平成28年12月12日登記
	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目31番地 1	令和6年10月15日移転 ----- 令和6年10月15日登記

	<p>10 <u>神奈川県横浜市神奈川区六角橋三丁目1番4号</u></p>	<p>令和 4年 3月31日廃止</p>
		<p>令和 4年 4月 1日登記</p>
13	<p>長野県長野市七瀬中町161番地1</p>	<p>平成29年10月 1日移転</p>
		<p>平成29年10月 2日登記</p>
15	<p>東京都立川市曙町一丁目25番12号</p>	<p>令和 3年 1月 1日移転</p>
		<p>令和 3年 1月 4日登記</p>
17	<p>北海道札幌市中央区北二条西一丁目10番地</p>	
18	<p>静岡県三島市寿町1番25号</p>	<p>令和 2年 9月 1日移転</p>
		<p>令和 2年 9月 1日登記</p>
19	<p><u>兵庫県神戸市中央区御幸通四丁目2番20号</u></p>	<p>平成28年 3月 1日設置</p>
		<p>平成28年 3月 1日登記</p>
		<p>令和 7年 3月31日廃止</p>
		<p>令和 7年 3月31日登記</p>
20	<p><u>神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目2番3号</u></p>	<p>平成29年10月 1日設置</p>
		<p>平成29年10月 2日登記</p>
	<p>神奈川県横浜市神奈川区金港町6番3号</p>	<p>令和 4年 4月 1日移転</p>
		<p>令和 4年 4月 1日登記</p>
21	<p>宮城県仙台市泉区泉中央三丁目18番地の1</p>	<p>令和 5年 4月 1日設置</p>
		<p>令和 5年 4月 3日登記</p>
22	<p>埼玉県熊谷市本町二丁目48番地</p>	<p>令和 6年 4月 1日設置</p>
		<p>令和 6年 4月 1日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	

東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号
シンコースポーツ株式会社

登記記録に関する
事項

平成27年10月15日東京都台東区台東一丁目27番1号から本店移転
平成27年10月20日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(東京法務局管轄)

令和7年8月13日
東京法務局台東出張所
登記官

鳥澤

充



整理番号 チ477943

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

7/7

履歴事項全部証明書

静岡市葵区鷹匠二丁目23番9号
静岡ビル保善株式会社

会社法人等番号	0800-01-002960	
商号	静岡ビル保善株式会社	
本店	静岡市鷹匠二丁目23番9号	昭和52年 5月19日移転 ----- 平成17年 4月 1日変更 ----- 平成17年 4月21日修正
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和41年5月2日	
目的	1. 不動産管理業 2. 清掃業 3. 清掃用品の製造販売 4. 建築物衛生法に基づく業務 5. 建築物並びに附帯施設の維持管理 6. 建築物の各種設備機器の点検・保守・管理 7. 警備業 8. 地方自治法に基づく指定管理者制度による公の施設の管理運営 9. 労働者派遣事業 10. 建築工事業 11. 電気工事業 12. 管工事業 13. 消防施設工事業 14. 損害保険代理店業 15. 飲食店業 16. 旅館業 17. 宿泊施設の経営 18. 介護予防・日常生活支援総合事業 19. 前各号に附帯する一切の業務	
	平成30年 6月20日変更 平成30年 6月21日登記	
発行可能株式総数	6万4000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3万8504株	平成30年11月26日変更 ----- 平成30年11月26日登記

資本金の額	金2000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない	
役員に関する事項	取締役 <u>山本一衛</u>	令和3年 6月18日重任 ----- 令和3年 6月18日登記
	取締役 <u>山本一衛</u>	令和5年 6月16日重任 ----- 令和5年 6月22日登記
		令和7年 6月20日退任 ----- 令和7年 7月 1日登記
	取締役 <u>時田資子</u>	令和3年 6月18日重任 ----- 令和3年 6月18日登記
	取締役 <u>時田資子</u>	令和5年 6月16日重任 ----- 令和5年 6月22日登記
	取締役 <u>時田資子</u>	令和7年 6月20日重任 ----- 令和7年 7月 1日登記
	取締役 <u>石井宏司</u>	令和3年 6月18日重任 ----- 令和3年 6月18日登記
	取締役 <u>石井宏司</u>	令和5年 6月16日重任 ----- 令和5年 6月22日登記
	取締役 <u>石井宏司</u>	令和7年 6月20日重任 ----- 令和7年 7月 1日登記

取締役	石 井 隆 司	令和 3年 6月18日重任

取締役	石 井 隆 司	令和 3年 6月18日登記

取締役	石 井 隆 司	令和 5年 6月16日重任

		令和 5年 6月22日登記
取締役	石 井 隆 司	令和 7年 6月20日重任

		令和 7年 7月 1日登記
取締役	山 本 尚 武	令和 3年 6月18日重任

取締役	山 本 尚 武	令和 3年 6月18日登記

取締役	山 本 尚 武	令和 5年 6月16日重任

		令和 5年 6月22日登記
取締役	山 本 尚 武	令和 7年 6月20日重任

		令和 7年 7月 1日登記
取締役	加 藤 充 洋	令和 3年 6月18日重任

取締役	加 藤 充 洋	令和 3年 6月18日登記

取締役	加 藤 充 洋	令和 5年 6月16日重任

		令和 5年 6月22日登記
取締役	加 藤 充 洋	令和 7年 6月20日重任

		令和 7年 7月 1日登記
取締役	松 本 昇	令和 3年 6月18日重任

取締役	松 本 昇	令和 3年 6月18日登記

取締役	松 本 昇	令和 5年 6月16日重任

		令和 5年 6月22日登記
取締役	松 本 昇	令和 7年 6月20日重任

		令和 7年 7月 1日登記

静岡市葵区西千代田町12番3号 代表取締役 <u>山本一衛</u>	令和3年 6月18日重任 令和3年 6月18日登記
静岡県藤枝市上藪田86番地の7 代表取締役 <u>山本一衛</u>	令和4年 1月 7日住所 移転
静岡県藤枝市上藪田86番地の7 代表取締役 <u>山本一衛</u>	令和4年 1月18日登記
静岡市駿河区富士見台一丁目7番18号 代表取締役 <u>石井宏司</u>	令和5年 6月16日重任 令和5年 6月22日登記
静岡市駿河区富士見台一丁目7番18号 代表取締役 <u>石井宏司</u>	令和7年 6月20日退任 令和7年 7月 1日登記
静岡市駿河区富士見台一丁目7番18号 代表取締役 <u>石井宏司</u>	令和3年 6月18日重任 令和3年 6月18日登記
監査役 <u>石井昭子</u>	令和5年 6月16日重任 令和5年 6月22日登記
監査役 <u>鈴木雅人</u>	令和1年 6月21日就任 令和1年 6月24日登記
監査役 <u>鈴木雅人</u>	令和5年 6月16日重任 令和5年 6月22日登記
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成27年 7月 9日登記

支 店	1 静岡県富士市永田町一丁目87番地	平成13年12月27日移転 平成14年 1月11日登記
	2 静岡県掛川市中央一丁目17番地の2	平成24年 6月 1日設置 平成24年 6月 1日登記
	3 静岡県磐田市今之浦二丁目6番地11	平成25年 4月 1日設置 平成25年 4月 1日登記
	4 相模原市中央区横山二丁目15番4号	平成25年 7月21日設置 平成25年 7月22日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成13年 1月25日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(静岡地方法務局管轄)

令和 7年 8月29日

静岡地方法務局
登記官

神 尾 直 昭



寒川総合体育館・パンプトラックさむかわ指定管理業務に関する協定書

シンコースポーツ株式会社（以下「甲」という。）と、静岡ビル保善株式会社（以下「乙」という。）は、寒川総合体育館・パンプトラックさむかわ（以下「本施設」という。）の指定管理者業務に関し、下記の通り協定書を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、本施設の管理運営業務（以下「本業務」という。）を指定管理者として共同連帶して本業務を遂行することを目的として、この協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（共同事業体の名称）

第2条 本協定に基づき設立する共同事業体は、シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体（以下「本共同事業体」という。）と称する。

（共同事業体の所在地）

第3条 本共同事業体は、所在地を東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号 シンコースポーツ株式会社内とする。

（成立の時期及び協定期間）

第4条 本共同事業体は、令和7年8月25日を成立日とする。

- 2 本協定の期間は、本協定締結日から開始し、町による指定期間が終了するまでとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本共同事業体は、本施設の指定管理者として指定されなかつたときは、本施設の指定管理者に係る結果についての通知を受けた日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 本共同事業体の構成員は、次のとおりにする。

（甲） 所在地 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号
名 称 シンコースポーツ株式会社
代表者 代表取締役 石崎 健太

（乙） 所在地 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目23番9号
名 称 静岡ビル保善株式会社
代表者 代表取締役 石井 宏司

（代表団体及び代表者）

第6条 本共同事業体は、シンコースポーツ株式会社を代表とする。

- 2 本共同事業体は、シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石崎 健太 を代表者とする。

(代表者の職務)

第7条 本共同事業体の代表者は、本業務の履行に関し、本共同事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次に掲げる職務を遂行する。

- (1) 第9条の運営委員会の決定に従い、寒川町との協定に基づく協議、報告、通知その他の行為を行うこと。
- (2) 本共同事業体の名義をもって負担金の請求、及び受領をすること。
- (3) 本共同事業体に属する財産を管理すること。
- (4) 本共同事業体の名義をもって利用料金を收受すること。

(構成員の責任)

第8条 各構成員は、本業務の履行及び下請契約その他の業務の履行に伴い各々が負担する債務の履行に関し、自らの責任においてこれを処理するものとする。

(運営委員会)

第9条 本共同事業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、本業務の遂行に関する次に掲げる事項について協議し、決定するものとする。
 - (1) 本共同事業体の組織及び運営に関する事項
 - (2) 本業務の実施体制に関する事項
 - (3) 各構成員の業務の分担及び経費の配分に関する事項
 - (4) 損益の分担に係る比率の決定に関する事項
 - (5) 本業務に関する業務計画及び事業報告に関する事項
 - (6) 本共同事業体に属する財産及び資金の管理に関する事項
 - (7) その他本業務の遂行に必要な事項

(取引金融機関)

第10条 本共同事業体の取引金融機関は、本共同事業体の名称又は代表団体名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(業務の分担等)

第11条 各構成員の業務分担は、次のとおりとする。ただし、寒川町との協定の変更により本業務の一部に変更があったときは、当該変更の内容に応じ業務の分担を変更するものとする。

シンコースポーツ株式会社	運営事務に関する業務・自主事業
静岡ビル保善株式会社	維持管理に関する業務

※ 業務内容の詳細に関しては別表を参照するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、前条に定める分担業務を遂行するため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

- 2 乙は、前項の必要経費の分配を受けるときは、甲に対し、請求書を送付するものとする。甲は当該請求書を受領してから40日以内に乙に対して経費を支払うものとする。経費の額・支払い方法に関しては別途「指定管理業務経費に関する覚書」に定める。

(決 算)

第13条 本共同事業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに本事業についての決算をするものとする。

- 2 指定管理者の指定の手続に要した経費は、構成員全員の同意により当年度の決算に繰り入れるものとする。

(余剰金又は不足金の分担)

第14条 前条第1項の規定による決算の結果、各構成員に分配すべき余剰金又は構成員が分担して負担すべき不足金が生じた場合については、指定管理業務経費に関する覚書に定めるところにより各構成員がその配分を受け、又は負担するものとする。ただし、余剰金または不足金の一部取扱いに関し、別途、構成員間の書面による合意により分配又は負担を求めることができるものとする。尚、当該事業年度の末日より前に本共同企業体を脱退した構成員には、当該事業年度に係る余剰金の分配を行わない。

(不可抗力等による損失の取扱い)

第15条 町と締結する協定等で定められるリスク管理及び責任分担の内、不可抗力に類する事由または、町の責任となる事由により、損失が生じた場合は、その損失額を町側と協議及び要求するものとする。

- 2 前項の結果、町へ要求する損失額が補填されない場合は、損失額に対する各構成間での負担について協議を行うものとする。なお、損失額を各構成員間で負担する場合の負担割合は、当該事業年度の事業経費に対し第14条に基づき各構成員に分配される必要経費の割合を基準とする。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本契約書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第17条 構成員は、寒川町及び構成員全員の承認がなければ、本共同事業体が本施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退がある場合においては、脱退した構成員以外の構成員が共同連帶して本業務を履行する。
- 3 第1項の規定により構成員が脱退した場合における脱退した構成員以外の構成員の業務の分担、負担金の分担額及び損益分担の割合は、運営委員会が定めるものとする。
- 4 決算の結果利益を生じた場合は、脱退した構成員には利益の配当は行わない。

(構成員の除名)

第18条 本共同事業体は、構成員のうちいずれかが、本業務履行途中において重要な業務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び寒川町の承認により当該構成員を除名することができる。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第4項までの規定を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産または、解散に対する処置)

第19条 構成員のうちいづれかが本業務履行途中において破産又は解散した場合においては、第17条第2項から第4項までの規定を準用する。

(代表企業の変更)

第20条 甲が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、寒川町の承認により甲に代えて乙を代表者とすることができる。

(構成員の加入)

第21条 構成員の脱退、除名及び破産又は解散（以下「脱退等」という。）により残存構成員のみでは適正な本業務の履行の確保が困難なときには、第17条第2項、第18条第3項及び第19条の規定にかかわらず、残存構成員全員及び町の承認を得て、新たな構成員を本共同事業体に加入させることができる。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第22条 本共同事業体が解散した後においても、本業務について瑕疵があったときには、各構成員は自己の業務分担範囲内においてその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第23条 この協定書にない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第24条 本協定に関する紛争については、本共同事業体の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

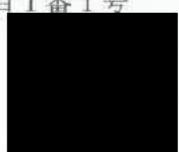
本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年9月4日

(所在地) 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号

甲 (代表者) (名 称) シンコースポーツ株式会社

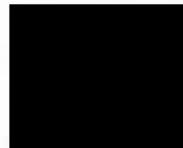
(代表者) 代表取締役 石崎 健太



(所在地) 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目23番9号

乙 (構成員) (名 称) 静岡ビル保善株式会社

(代表者) 代表取締役 石井 宏司



別表

業務分担・負担区分表

項目		シンコースポーツ	静岡ビル保善
総務 (職員)	利用の許可等の業務	○	△
	利用料金の徴収業務	○	
	統計業務(利用者統計等)	○	
	受付案内・電話対応業務	○	
	館内巡視業務	○	
	町との連絡業務	○	
運営業務	トレーニング指導業務	○	
	スポーツ教室指導業務	○	
	スポーツサウナ受付業務	○	
	イベント対応業務	○	
清掃業務	清掃業務(日常・定期)	総合体育館 パンプトラック	○ △
	ゴミ処理業務	総合体育館 パンプトラック	○ △
	スポーツサウナ管理業務		○
	さむかわ中央公園便所清掃業務		○
維持管理業務	設備遠隔監視業務		○
	施設巡回点検		○
	外トイレ(2箇所)管理運営業務		○
	設備維持管理運転業務		○
	吸式冷温水機保守点検業務		○
	中央監視盤・各自動制御機器保守点検業務		○
	消防設備保守点検及び防火対象物定期点検業務		○
	機械警備業務		○
	自家用電気工作物保守業務		○
	トイレ洗浄液交換業務		○
	エレベーター保守点検業務		○
	弓道場的場安土点検業務		○
	体育器具保守点検業務	総合体育館 パンプトラック	○
	音響設備等保守点検業務		○
	シャッター保守点検業務		○
	ロールバックスタンド保守点検業務		○
	鋼製床組保守点検業務		○
	自動ドア保守点検業務		○
	自動リフト保守点検業務		○
	屋根保守点検業務		○
	駐車場門扉・公園トイレ開閉業務		○
	冷水器保守点検業務		○
	ブラインド保守点検業務		○
	防犯カメラ保守点検業務	総合体育館 パンプトラック	○ △
	プリンター保守点検業務		○
消耗品・備品購入		○	△
燃料・光熱水費		○	△
施設修繕		○	△
印刷製本・通信費等		○	
その他自主事業		○	